様式２

誓　　　　　　　約　　　　　　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４５条第１項（第５６条第１項）に規定する欠格要件

１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令に定める者又は破産

手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３　第５１条第１項（第５８条第１項）の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

４　引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第５１条第１項（第５８条第１項）の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその引取業者（フロン類回収業者）の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

５　第５１条第１項（第５８条第１項）の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

　６　引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　住所

　　　　　　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）